

公 表 内 容

市民生活部 市民活動推進課

「いばらき協働基本指針」への市民からの意見（概要と回答）

1 意見の集計結果

（１）提出方法別内訳

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	2	4
2	ファックス		
3	電子メール		
4	所管課窓口	1	1
5	その他		
	合 計	3	5

（２）提出者の類型別

	提出者の類型	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	3	5
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	利害関係を有するもの		
	合 計	3	5

（３）意見への対応とその件数

	提出者の類型	件数（件）
A	意見を踏まえて素案を補足修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	3
C	既に記載済み・対応済みのもの	2
D	反映が困難なもの	
E	意見として参考とするもの	

2 市民意見の概要と茨木市市民公益活動推進庁内検討会の考え方

番号	該当箇所	市民からの意見の概要	庁内検討会の考え方	対応区分
1	第章 協働推進のための 基本計画	「計画期間」を明示されたい。 毎年、計画の実施状況をフォローアップを実施されたい。	「いばらき協働基本指針・計画」は、本市が全庁的に市民活動団体等との協働を進めていくために、その基本となる方向性や基本施策について策定したものであり、この指針に基づいて行政の各担当部局が、具体的に計画化していくものです。	B
2	第章 協働事業を進めるにあたって	行政と市民活動の活動領域を明確にすべきである。	市民活動と行政の活動領域について、4頁の図2に示しているとおり、市民活動の中には、高い公共性を持っているものがあり、行政と活動領域が重なっています。この重なり合う領域を分けるのではなく、市民活動と協働しやすい領域ととらえそれぞれの特性を生かすべきとの考えであります。	C
3	第章 協働推進のための 基本計画 5. 補助金制度の 創設	補助金制度の目的を、市民活動を活性化するためではなく、市の本来業務の分野の中で、市民活動が行った方がより、効果的であるサービスを対象とすべきである。	多額の費用が発生する事業の立ち上げ時期に、金銭的に支援することで市民活動の自立的な発展を促進でき、新たな公共サービスを醸成することに繋がるものと考えます。 また、単に市民活動だからという理由で、補助の対象とするのではなく、行政の政策的目的と合致することを前提にその補助目的を明らかにした上で、分野ごとに個別の要綱を制定する必要があります。	B
4	第章 協働推進のための 基本計画	金銭を交付する側、受ける側に透明性、公平性と併せて収支報告の義務付けが求められる。	補助金については、申請時に事業計画書及び事業予算書の提出により審査を行い交付することとし、事業完了時には事業報告書、決算書、出納簿及び領収書を添付した実績報告書の提出により事業内容等の達成状況を精査する必要があります。	B
5	第章 協働の意義と原則	「安上がり」策とならない原則について、官から民への移行がすべてベターとは限らない。官でなければ、ならないものもあるではないか。	協働の目的は、経費削減や市が果たすべき役割と責任を軽減することではありません。協働の相手方は、新たな公共サービスの担い手であり、画一的な行政サービスでは対応できない領域を補うことも協働の目的のひとつであります。	C